

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会 開・閉会式等消防防災業務実施計画

第1章 総則

(目的)

第1条 この計画は、いちご一会とちぎ国体警備・消防防災基本計画に基づき、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会（以下「両大会」という。）開・閉会式、両大会開・閉会式リハーサル、冬季大会開始式・表彰式及びいちご一会とちぎ大会競技会（以下「開・閉会式等」という。）の開催に伴う消防防災体制及び活動要領について定め、火災その他の災害（以下「火災等」という。）の未然防止及び発生時における迅速かつ的確な対応を図り、選手・監督・役員・一般観覧者等の安全を確保することを目的とする。

(諸規定との関係)

第2条 開・閉会式等における消防防災業務は、消防法等関係規定や開・閉会式等関係施設の管理者（以下「各施設管理者」という。）が定めた消防計画等によるもののほか、この計画の定めによる。

(実施機関)

第3条 県が設置する両大会の実施本部（以下「実施本部」という。）は、消防、警察、県防災担当部局、医療機関、委託警備会社等（以下「消防防災関係機関」という。）及び各施設管理者の協力を得て、消防防災業務を実施する。

第2章 火災等予防管理

(火気等使用予防管理)

第4条 実施本部は、火災予防及び災害の発生による出火を防止するため、各施設管理者と協力して火気等の使用に関して次の業務を行う。

(1) 火気等の使用場所の指定

喫煙場所、火気設備機器等の使用場所は、各施設管理者と協議の上、指定する。

(2) 各施設管理者の承認

次に掲げる事項を行う場合は、あらかじめ各施設管理者に申し出て、承認を得るものとする。

ア 指定された喫煙場所以外の場所への新たな喫煙所の設置

イ 各種火気設備機器等の設置又は変更

ウ 式典等における火気の使用

エ 催物施設整備での火気の使用

オ 臨時売店における火気の使用

カ その他火災等の予防上必要と認められる事項

(遵守事項)

第5条 実施本部は、火気等を使用する者に対し、次の事項について周知徹底を図る。

- (1) 喫煙は喫煙所で行うこと。
- (2) 電熱器、ガス器具等の火気設備器具は指定された場所で使用し、使用目的以外に使用しないこと。
- (3) 火気の使用に際しては周辺の整理整頓に努め、近くに可燃物を置かないこと。
- (4) 火気の使用後は確実に火の始末を行い、火気設備器具は確実に点検を行って安全を確認すること。
- (5) 火気の使用場所付近には、消火器を置くこと。

2 両大会に関係するすべての者は、防火施設、消火設備等の機能を有効に保持するため、次の事項を遵守すること。

- (1) 入場口、避難口、通路、階段付近に避難上支障となる物品を置かないこと。
- (2) 防火戸付近に閉鎖の障害となる物品又は延焼の媒介となる物品を置かないこと。
- (3) 消防用設備等付近に使用上支障となるような物品を置かないこと。

第3章 両大会開・閉会式会場における活動

(実施期日及び実施場所)

第6条 実施期日及び実施場所は、次のとおりとする。

区 分	実施期日	実 施 場 所
いちご一会とちぎ国体 総合開・閉会式リハーサル	未 定	【栃木県総合運動公園】 ・栃木県総合運動公園敷地内及び周辺 ・その他関係施設
いちご一会とちぎ国体 総 合 開 会 式	令和4(2022)年 10月1日(土)	
いちご一会とちぎ国体 総 合 閉 会 式	令和4(2022)年 10月11日(火)	【荒天時】 ・未定
いちご一会とちぎ大会 開・閉会式リハーサル	未 定	
いちご一会とちぎ大会 開 会 式	令和4(2022)年 10月29日(土)	
いちご一会とちぎ大会 閉 会 式	令和4(2022)年 10月31日(月)	
事 前 予 防 ・ 点 検	令和4(2022)年 9月中旬(予定) ～9月30日(金) 令和4(2022)年 10月中旬(予定) ～10月28日(金)	

(組織及び任務)

第7条 実施本部は、消防防災業務に万全を期すため、警備、消防、防災等に関係する各班の職員等で構成する「警備消防防災本部」を設置する。また、警備消防防災本部編成表（別表1）のとおり編成し、本部員及び警戒員（以下「本部員等」という。）に対して、具体的な任務区分を付与し、責任の所在を明確にしておく。

2 火災等が発生し又は発生のおそれがある場合は、必要に応じて実施本部で緊急に組織する「臨時消防防災組織」（別表2）を編成する。

(関係機関等との連携)

第8条 警備消防防災本部は、消防防災業務を円滑に実施するため、消防防災関係機関及び各施設管理者と緊密な連絡調整を行う。

(平常時における活動)

第9条 警備消防防災本部は、消防防災関係機関、各施設管理者及び実施本部各班と連携して、次のとおり消防防災業務を行う。

(1) 予防管理・点検

- ア 指定場所における喫煙状況
- イ 指定場所における火気等の使用状況
- ウ 臨時売店等における防火安全管理状況
- エ ゴミ箱、ゴミ集積所等における出火防止
- オ 入場口、避難口、通路及び階段付近における避難上支障となる物品の有無
- カ 防火戸付近に閉鎖の支障となる物品及び延焼の媒介となる物品の有無
- キ 避難口誘導灯、通路誘導灯等の点灯状況
- ク 自動火災報知設備の表示灯の点灯状況及び使用上支障となる物品の有無
- ケ 消防水利の異常の有無及び採水上支障となる物品の有無
- コ 消火器、消火栓の設置状況及び異常の有無並びに封印等の確認
- サ 変電設備の外的異常の有無及び周辺における可燃性物品の有無
- シ 屋外危険物貯蔵施設の外的異常の有無及び周辺における可燃性物品の有無
- ス 緊急車両進入路における通行支障物品の有無
- セ 避難場所の使用状況の確認
- ソ 避難経路上における通行支障物品等の有無
- タ その他必要な措置

(2) 報告

予防管理・点検の実施者は、点検結果を「予防管理・点検・措置結果報告書」（様式第1号）により警備消防防災本部に報告する。

(3) 是正・改善

警備消防防災本部は、予防管理・点検により、不備、欠陥、支障となる物品の存置、設備等の異常、不審物の発見等の報告があった場合は、実施本部各班及び消防防災関係機関に連絡を行うとともに、是正・改善を行う。

(緊急車両の配備)

第10条 警備消防防災本部は、消防に対し、消防ポンプ自動車や救急自動車等の緊急車両の配備を依頼する。配備する場所は、あらかじめ消防と協議の上定める。

(火災等発生時における対応)

第11条 警備消防防災本部は、火災等が発生した場合又は情報を入手した場合は、事実確認に努めるとともに、被害の拡大防止を図るため、消防防災関係機関及び各施設管理者と協力し、次の活動を行う。

(1) 通報・連絡

- ア 火災等の情報又は発生の報告を受領したときは、その報告内容を「通信記録」(様式第2号)に記録するとともに、直ちに本部員等を現場に派遣し、事実確認を行う。
- イ 火災等の発生を確認した場合は、直ちに消防防災関係機関に通報するとともに、「火災等発生状況報告書」(様式第3号)により火災等の内容を把握する。
- ウ 把握した火災等の状況に応じて、実施本部救護担当班、消防防災関係機関の出動要請等適切な初期対応を行う。

(2) 初期対応

- ア 警備消防防災本部は、次の初期対応を行う。
 - (ア) 本部員等を現場に派遣し、消防防災関係機関による消火活動等への支援を行うとともに、必要に応じて臨時消防防災組織を編成し、運用する。
 - (イ) 火災等の発生日時、場所、負傷者の有無、原因、発生規模、拡大の見通し、被害の程度、二次被害のおそれ等に関する情報を収集し、逐次、実施本部、消防防災関係機関等に通報・連絡を行う。
 - (ウ) 火災等の発生状況等について、実施本部に対する通報・連絡を徹底し、迅速かつ円滑な避難誘導が図れるように周知する。
 - (エ) 火災等の発生場所以外における避難等の措置の判断に必要な情報の収集に努める。
- イ 本部員等は、次の初期対応を行う。
 - (ア) 消火器、消火栓設備等を活用し、受傷事故に留意しながら初期消火活動を行う。負傷者がいる場合は、救護活動を優先する。
 - (イ) 現場に通じる消防車等の緊急車両通行路を確保し、現場への誘導を行う。
 - (ウ) 消防防災関係機関が行う消火活動等に協力するとともに、現場周辺の雑踏整理を行う。
 - (エ) 可能な範囲で火災等に係る目撃者、参考人等の確保に努める。
 - (オ) 来場者の状況を注視し、現場への殺到、混乱など危険な兆候が見られる場合は、警備消防防災本部へ報告するとともに、来場者への誘導や広報を行い、落ち着いた行動を呼びかける。
 - (カ) その他火災等の鎮圧、拡大防止等に必要な措置を行う。

(3) 避難誘導

避難誘導を実施する場合は、消防防災関係機関との連携を図りながら、安全かつ迅速な避難誘導を行う。

(4) 救急・救助活動

負傷者の生命・身体を守ることを最優先とし、二次被害が発生することのないよう安全性を確認した上で、負傷者の救出・救助を行うとともに、消防防災関係機関や実施本部救護担当班の救護活動を支援する。

(非常放送)

第12条 火災等発生時における非常放送は、次のとおり定める。

(1) 非常放送の対応

実施本部は、火災等発生時の非常放送について、来場者の心理的不安を除去する放送内容に努め、放送範囲や放送時期について、あらかじめ各施設管理者と協議する。

(2) 非常放送時の措置

実施本部長は、火災等が発生し、非常放送を行う必要があると認めたときは、実施本部担当班に指示する。

(避難場所)

第13条 避難場所は、関係機関と調整のうえ決定する。

(大規模災害・突発重大事案が発生した場合の措置)

第14条 大規模災害・突発重大事案が発生した場合の対策は、別に定める。

(通信連絡)

第15条 警備消防防災本部、消防防災関係機関等との通信連絡体制は、別に定める。

第4章 冬季大会開始式・表彰式会場における活動

(実施期日及び実施場所)

第16条 実施期日及び実施場所は、次のとおりとする。

区 分	実施期日	実 施 場 所
スケート・アイスホッケー 競 技 会 開 始 式	令和4(2022)年 1月24日(月)	【日光市】 ・日光市今市文化会館及び周辺
事 前 予 防 ・ 点 検	令和4(2022)年 1月下旬(予定)	
ス ケ ー ト 競 技 会 表 彰 式	令和4(2022)年 1月28日(金)	【日光市】 ・観光ホテル日光千姫物語及び周辺
ア イ ス ホ ッ ケ ー 競 技 会 表 彰 式	令和4(2022)年 1月30日(日)	
事 前 予 防 ・ 点 検	令和4(2022)年 1月下旬(予定)	

(活動要領)

第 17 条 消防防災体制及び活動要領は、第 3 章の規定を準用し、必要な対策を講じる。

第 5 章 いちご一会とちぎ大会の競技会場における活動

(実施期日及び実施場所)

第 18 条 実施期日及び実施場所は、次のとおりとする。

区 分	実施期日	実 施 場 所
競 技 会 場 (練習会場含む)	令和 4 (2022) 年 10 月 28 日 (金) ～10 月 31 日 (月) (公式練習日含む) ※実施本部等が必要 と認める場合は、上 記実施期日以外の事 前予防・点検に係る 期間を含むものとす る。	【宇都宮市】 ○カンセキスタジアムとちぎ [陸上競技 (身・知)] ○栃木県総合運動公園屋内水泳場 [水泳 (身・知)] ○栃木県総合運動公園メインアリーナ [バスケット ボール (知)] ○宇都宮市清原体育館 [バレーボール (身)] ○宇都宮市体育館 [バレーボール (知)] ○宇都宮市屋板運動場運動広場 [グランドソフトボ ール (身)] 【足利市】 ○足利スターレーン [ボウリング (知)] ○足利市総合運動場硬式野球場・軟式野球場 [フット ベースボール (知)] 【栃木市】 ○栃木市総合運動公園陸上競技場 [フライングディ スク (身・知)] 【佐野市】 ○佐野市アリーナたぬま [バレーボール (精)] 【鹿沼市】 ○TKCいちごアリーナ [卓球 (身・知・精)] (サウンドテーブルテニス (身) を含む) 【小山市】 ○栃木県立県南体育館 [車いすバスケットボール (身)] 【真岡市】 ○真岡市総合運動公園陸上競技場・運動広場 1 [サッ カー (知)] 【大田原市】 ○美原公園野球場・第 2 球場 [ソフトボール (知)] 【那須塩原市】 ○三和住宅にしなすのスポーツプラザ体育館 [ボッ

		チャ (身) 【那須烏山市】 ○那須烏山市緑地運動公園多目的競技場 [アーチェリー (身)] ※ 上記競技会場と異なる練習会場についても、実施場所に含むものとする。また、実施本部等が必要と認める場合は、競技会場及び練習会場が所在する付帯施設並びにその周辺を含むものとする。
--	--	--

(活動要領)

第 19 条 消防防災体制及び活動要領は、第 3 章の規定を準用し、会場地市と協議の上、協力して整備する。

第 6 章 研修・訓練

(研修・訓練の実施)

第 20 条 実施本部は、開・閉会式等における消防防災業務を円滑に実施するため、関係する本部員等に対し、実施期日前の適切な時期に、業務に関する研修及び事前訓練を実施する。

(研修・訓練内容)

第 21 条 消防防災業務に関する研修・訓練の内容は、次のとおりとする。

- (1) 開・閉会式等における消防防災業務に関すること。
- (2) 警備消防防災本部及び臨時消防防災組織に係る任務の周知徹底に関すること。
- (3) 火災等の情報収集、伝達及び通報に関すること。
- (4) 初期消火、救出救護、避難誘導に関すること。
- (5) 通信機器の取扱いに関すること。
- (6) その他消防防災業務に係る必要な事項に関すること。

第 7 章 雑則

(委任)

第 22 条 この計画に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

別表1 (第7条関係)

警備消防防災本部編成表

編成	業務内容
警備消防防災本部長	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開・閉会式等における自主警備・消防防災業務の総括・管理 ○ 実施本部各部との調整 ○ 自主警備・消防防災関係機関(※1)との連絡調整 ○ 臨時消防防災組織(※2)の指揮、運用 ○ その他重大な事案対応
警備消防防災班長	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備消防防災本部の運営 ○ 実施本部各部各班との調整 ○ 自主警備・消防防災関係機関との連絡調整 ○ 事案等情報収集 ○ 業務内容の記録 ○ 教育訓練 ○ 自主警備業務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平常時における活動 ・ 事前の会場状況把握、事前警戒・警備、交通誘導、入退場者管理整理、雑踏警備、不審者・不審物件等に対する警戒、迷子・遺失物等に対する対応 ・ 事件事故等発生時における対応 ○ 消防防災業務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 通報連絡、初期対応、犯罪等予告に対する対応 ・ 火気等使用予防管理 ・ 火気等使用場所の指定、火気等使用者・関係者への指導 ・ 平常時における活動 ・ 火災等の警戒、消火用設備の点検・確認、避難経路の確保 ・ 緊急車両の配備 ・ 火災等発生時における対応
本部長・警戒員(※3)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通報連絡、初期対応、避難誘導、救急救助活動

- ※1 自主警備・消防防災関係機関とは、警察、消防、県危機管理担当部局、委託警備会社等をいう。
- ※2 臨時消防防災組織とは、消防防災業務実施計画に基づき、火災等が発生し、又は発生のおそれがある場合に編成される組織をいう。
- ※3 「本部長」とは、県委員会事務局職員及び県職員をいう。「警戒員」とは、ボランティアスタッフ及び委託警備会社業務員をいう。

別表2 (第7条関係)

臨時消防防災組織編成表

班編成	対策本部長	
	業務内容	
指揮総括班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 臨時消防防災組織の指揮、運用、総括 ○ 火災等の情報分析、被害予測 ○ 避難指示 ○ 被害状況、応急措置等の記録 	
情報班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 火災等の情報収集 ○ 会場施設の被害情報収集 ○ 来場者等の被害・動向に関する情報収集 	
連絡調整班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日本スポーツ協会、文部科学省等への報告・連絡 ○ 実施本部各部、県危機管理部局、警察、消防、委託警備会社等との連絡調整 	
応急対策班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実施本部各班内の実施本部長及び警戒員への連絡調整 ○ 会場施設の被害状況の確認 ○ 火災の初期消火、その他災害の応急措置 	
避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難場所への誘導 ○ 残留者の確認 ○ 各施設等の保安管理 	
避難場所確保班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難場所の確保 ○ 避難者の確認・整理 ○ 避難者に対する情報提供等 ○ 二次避難場所への誘導 	
救護班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 負傷者の救急・救助活動 ○ 負傷者の搬送 	
広報班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 非常放送 ○ 広報・報道対策 	
交通班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急車両の通行路の確保と安全対策 ○ 周辺における交通情報の収集 	
各班共通	<ul style="list-style-type: none"> ○ 状況に応じた初期対応の実施及び他班の支援 ○ その他特命事項の処理 	

通信記録

No.

時間	発信者	令和4(2022)年 月 日 ()	通信内容	受信者
：				
：				
：				
：				
：				
：				
：				
：				
：				
：				
：				
：				
：				
：				
：				
：				
：				
：				

予防管理・点検・措置結果報告書

受理No.

実施日時	令和4(2022)年 月 日 () 時 分	報告時間	時 分	
実施者 (報告者)	()班()係	氏名		
	()班()係			
点検項目	<input type="checkbox"/> 指定場所における喫煙状況 <input type="checkbox"/> 指定場所における火気等の使用状況 <input type="checkbox"/> 臨時売店等における防火安全管理状況 <input type="checkbox"/> ゴミ箱、ゴミ集積所等における出火防止 <input type="checkbox"/> 入場口、避難口、通路及び階段付近における避難上支障となる物品の有無 <input type="checkbox"/> 防火戸付近に閉鎖の支障となる物品及び延焼の媒介となる物品の有無 <input type="checkbox"/> 避難口誘導灯及び通路誘導灯等の点灯状況 <input type="checkbox"/> 自動火災報知設備の表示灯の点灯状況及び使用上支障となる物品の有無 <input type="checkbox"/> 消防水利の異常の有無及び採水上支障となる物品の有無 <input type="checkbox"/> 消火器、消火栓の設置状況及び異常の有無並びに封印等の確認 <input type="checkbox"/> 変電設備の外的異常の有無及び周辺における可燃性の物品の有無 <input type="checkbox"/> 屋外危険物貯蔵施設の外的異常の有無及び周辺における可燃性物品の有無 <input type="checkbox"/> 緊急車両進入路における通行支障物品の有無 <input type="checkbox"/> 避難場所の使用状況の確認 <input type="checkbox"/> 避難経路上における通行支障物品等の有無 <input type="checkbox"/> その他 ()			
	【異常の有無】 有 ・ 無			
	【異常箇所・状況】			
	【措置内容】			
	点検結果			
	警備 消防本部 における 措置等	報告受理時間	時 分	報告受理者
		消防防災関係機関への通報		有 ・ 無 通 報 先
		【現場における措置結果】		
		【警備消防本部の措置等】		

※ 緊急対応事案等の発生及び隠蔽時においては、警備消防防災本部宛に最寄りの通信手段により速報すること。

